

## 人権擁護委員制度をご存じですか？

### 6月1日は人権擁護委員法が施行された日です

「人権」とは、「人が幸せに生活するために必要な権利」です。

人権擁護委員は、現在、高知県内に約170名が配置されており、地域住民の皆さんが、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったり、法務局や役場などの公共施設などにおいて、人権問題に関するあらゆる相談をお受けしています。相談は無料で、秘密厳守となっていますので、一人で悩まずお気軽に法務局または人権擁護委員にご相談ください。

### 「全国共通人権相談ダイヤル みんなの人権110番」

全国の法務局では下記のとおり、全国統一の電話番号により人権相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

1. 時間 平日8:30～17:15
2. 電話番号(ナビダイヤル) 0570-003-110(ゼロゼロみんなのひゃくとおばん)  
※一部のIP電話からは、利用できない場合があります
3. 相談内容 差別待遇、暴行・虐待、ハラスメント、いじめ・体罰、名誉毀損・プライバシー侵害など人権問題に関するあらゆる相談
4. 相談担当者 法務局職員または人権擁護委員が相談に応じます

### 「くらしの悩みごと相談所」を開設します

高知地方法務局と高知人権擁護委員協議会では、高知よさこい咲都合同庁舎にて、弁護士資格を有する人権擁護委員による「くらしの悩みごと相談所」を開催します。

1. 日時 6月3日(水) 10:00～12:00／13:00～16:00  
(予約の締切りは6月1日(月)午前12時まで)
2. 会場 高知よさこい咲都合同庁舎8階(高知市栄田町2-2-10)
3. 相談内容 差別待遇、暴行・虐待、ハラスメント、いじめ・体罰、名誉毀損・プライバシー侵害等人権問題に関するあらゆる相談
4. 相談担当者 弁護士の資格を有する人権擁護委員
5. その他 予約制です



#### お問い合わせ先

高知地方法務局人権擁護課 ☎088-822-3503  
町民課 ☎22-3117  
大正町民生活課 ☎27-0112  
十和町民生活課 ☎28-5112